

「事業ごみ」と「家庭ごみ」の違い

- 「**事業ごみ**」とは、**家庭以外から出たごみ全て**を指します。^{※1}
例えば、**オフィス(事務所)、店舗、病院、学校、福祉施設、保育園、町内会活動**から
- 「**事業ごみ**」と「**家庭ごみ**」は処理(収集運搬と処分)の方法が異なります。このが**違いその1**

出るごみ、**NPO法人、マンション管理組合**が出すごみは**事業ごみ**になります。
イドブックに従って、適切に処理しましょう。

違いその2

事業ごみは、札幌市では収集しません。

- 排出者がごみの種類ごとに、
- (1) **許可を持つ民間の業者へ収集を委託**^{※1}
 - (2) **民間又は市の処理施設へ持込み**
のいずれかの方法で処理してください。



注意! 家庭ごみステーションや大型ごみ収集センターは使えません。

事業ごみは、書類等による**手続きが必要**^{※1}となります(委託契約書等)。

- ごみの適切な処理を確認するために、
- (1) **許可を持つ民間の業者と、正しい方法で委託**
手続きを行います。
 - (2) **処理施設へ持ち込む場合も、書類での手続き**
を行います。



注意! ごみがきちんと処理されないと、委託した排出者が責任を問われます。^{※1}

ごみ処理の流れ(例)^{※2}



※1 これらの内容については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により定められています。

※2 この図はごみ処理の一例です。

事業ごみの分け方と収集運搬業者の連絡先については、次のページへ